



中国からの技術の輸出

Q 中国の現地法人で新たに開発された技術を、日本の本社でも利用したいと思います。中国国内における手続等、どのような点に注意する必要がありますか。

A 規制対象でない技術（自由輸出技術）を、日本本社など中国国外の企業等に対して譲渡やライセンスする場合は、オンラインを通じた技術輸出契約の登録手続が必要です。技術が汎用品（デュアルユース品。民用だけでなく軍事目的でも利用できる物品）に関わる技術である場合は、その中国国外への移転・持ち出しについて、中国の安全保障貿易管理のルールに従って事前に技術輸出許可の取得が必要となることがあります。また、「技術輸出入管理条例」上の輸出制限技術に該当する場合も、同条例に従った技術輸出許可が必要となります。そのほか、中国国内での発明を外国で特許出願する場合の事前の秘密保持審査要求、国家秘密保護法等についても注意が必要となります。

1 中国からの技術の輸出

中国の技術力が目覚ましい高まりを見せるなか、今後は、従来とは言わば逆向きに、中国国内で開発された技術を日本で活用するという局面が増えてくるように思われます。

最近では、サイバー安全法によって個人情報の国外持出しについて欧州並みの厳格で幅広い規制が導入されることになるのかなど話題となっていますが、こうした個人情報だけでなく、技術やこれに関する情報を中国国外に移転・持ち出し（技術輸出）をする場合についても、留意すべき規制が少なからずあります。特に要注意なのは、一定の制限対象技術を中国国内から国外に「輸出」する場合には、政府当局の事前許可が必要とされている点です。物品の場合と異なり、技術の輸出は目に見えにくく、政府としても規制のエンフォースが容易でないところはあるものの^{注2}、コンプライアンスの観点からはやはり適切な遵守が望まれます。

2 技術輸出規制の枠組

(1) 安全保障貿易管理の観点からの技術輸出規制

現代の国際社会では、大量破壊兵器（核兵器、化学兵器、生物兵器等）やミサイル、通常兵器（地雷、戦車、軍艦、戦闘機、大砲、拳銃等）の拡散を防止するという観点から、「核兵器拡散防止条約（NPT）」、「原子力供給国会合（NSG）」、「化学兵器禁止条約（CWC）」、「生物兵器禁止条約（BWC）」、「ミサイル関連機材・技術輸出規制（MTCR）」、「ワッセナー・アレンジメント（WA）」といった条約等に基づく国際輸出管理レジームが構築され、欧米や日本など多くの国でこれに基づく安全保障貿易管理制度がとられています。この制度の下では、兵器やその部品だけでなく、軍事目的に転用可能な汎用品（デュアルユース品）も幅広く規制の対象とされています。また、物品だけでなく関連する技術の移転も同様に規制され、国外への移転の際には政府の事前許可等が求められます。日本でも「外国為替及び外国貿易法」（外為法）及び関連法令の下でこうした規制がなされています。

中国も大量破壊兵器不拡散に関するNPT、NSG、CWC、BWCに加盟しており、これらに基づく安全保障貿易管理制度

を設けています。すなわち、貿易に関する基本法である「外国貿易法」の下、「両用品及び技術輸出入許可証管理規則」^{注3}、「核両用品及び関連技術輸出規制条例」^{注4}、「化学品及び関連設備及び技術輸出に関する規制弁法」^{注5}、「ミサイル関連品目及び技術輸出規制条例」^{注6}、「生物両用品ならびに関連設備及び技術輸出規制条例」^{注7}等の法令によって、大量破壊兵器関連の物品、汎用品及びこれらに関する技術の「輸出」について、事前許可を求める等の規制が敷かれています^{注8}。

(2) 技術輸出入管理条例に基づく技術輸出の制限

上記とは別に、「技術輸出入管理条例」^{注9}とその関連法令（「輸出禁止・輸出制限技術管理弁法」^{注10}など）でも、より広い範囲で、技術の輸出の禁止・制限が定められています。「技術輸出入管理条例」は、WTO加盟の時期に制定されて以来、実務上、主に中国への技術「輸入」に関する規定として意識されることが多い印象ですが、実際には技術の国外への「輸出」も広くカバーしています。

(3) 自由輸出技術の輸出

上記のような規制対象でない技術は、自由輸出技術として、「技術輸出入契約登記管理規則」^{注11}に従って、オンラインで登記手続を経ることによって輸出が可能とされています。

3 技術の「輸出」とは

どのような行為が技術の「輸出」、つまり技術の中国国外への移転に該当するかについては、各関連法令の表現に若干ばらつきがあります。安全保障貿易関連の規定では、おおむね、技術支援（技術指導、技術者派遣、トレーニング、知識伝授、コンサルティングサービス等）、技術者協力（合作）、贈与、サービス提供等の方式による技術移転、ソフトの輸出等がこれに該当することとされています。

他方、技術輸出入管理条例による規制については、貿易、投資または経済技術協力の方式により技術を移転する行為であり、特許権・特許出願権の譲渡、特許の実施許諾、技術ノウハウの譲渡、技術サービス等の方式による技術移転が含まれるとされています（技術輸出入管理条例第2条）。

このように、何らかの方法による技術の「国外」への移転に対する規制ですので、例えば中国国内の外資独資会社や合併

森・濱田松本法律事務所 弁護士
石本茂彦 注1

会社から海外の出資者(本社)に上記のいずれかの形で技術を移転する場合も、規制の対象ということになります。

4 規制される技術の範囲

(1) 安全保障貿易関連

中国は通常兵器に関するワッセナー・アレンジメント(WA)の加盟国ではないため、日本等と異なり、通常兵器関連の汎用品は規制の対象とされていません。それでも、規制対象となる汎用品の範囲は、製造関連設備・機器、材料、試験・計測機器、ソフトウェア等、思いのほか広範です。例えば、一定の高スペックの測定器、分離器、産業ロボット、バルブ、弁等といったものに関する技術も規制の対象です^{注12}。

なお、規制リスト外の技術でも、輸出者が、輸出しようとする技術が大量破壊兵器やテロ等に使用されることを知っている、または知り得る場合には規制対象とするキャッチオール規制の規定も、抽象的ですが置かれています^{注13}。

(2) 技術輸出入管理関連

「技術輸出入管理条例」及び「輸出禁止・輸出制限技術管理弁法」によって規制される技術は、さらに広範囲に及びます。輸出禁止・輸出制限技術リストを見ると、例えば、ワクチンや漢方、バイオテクノロジー関連、水産養殖や農業関連から、半導体、電子デバイス、ロボット工学、情報処理関連等々の幅広い範囲のなかの特定の技術が、輸出制限対象として列挙されています。

なお、安全保障貿易規制の対象となる技術には、この規制は適用されないこととされています^{注14}。

5 許可手続、罰則

安全保障貿易管理の規制対象技術を輸出しようとする者は、まず電子申請を通じて、商務部で汎用品等の輸出者として登記する必要があります。個別の技術輸出の許可証の申請は、各地の地方レベルの商務部門に電子申請等を通じて行いますが、最終的決定は、中央の商務部が他の中央主管部門と連携しつつ行います^{注15}。包括的許可の制度もあります。

「技術輸出入管理条例」上の制限技術の輸出については、地方(省・直轄市)レベルで、電子申請を通じて許可を取得することとなっています^{注16}。

こうした規制に違反した場合は、一定の過料^{注17}、違法所得没収、犯罪を構成する場合は刑事罰の可能性もあるとされます。

6 その他

(1) 中国国内での発明に対する秘密保持審査

中国国内で完成された発明(実用新案を含む)を外国で特許出願する場合、知識産権局の事前の秘密保持審査が求められます。これに違反して外国で出願した場合、その発明につい

ては中国で特許出願ができなくなるとされます^{注18}。なお、秘密保持審査申請から4カ月経過しても秘密保持審査通知が届かない場合や、6カ月が経過しても秘密保持を要する決定が出されない場合は、承認されたものとみなされて、外国での出願が可能となります^{注19}。

(2) 国家秘密保護法

科学技術に関する情報が国家秘密として管理されることもあります^{注20}。外資系の企業が関わることは実務上少ないと思われませんが、例えば国有企業との合弁会社で開発した技術情報が国家秘密に指定されたような場合は、その国外への持ち出しは大きく制限されることになります。

注1: 本稿作成に当たっては、森・濱田松本法律事務所の戴楽天・徐楊両氏に多大な協力をいただいた。

注2: 公表されている処罰例は非常に限られている(http://www.gov.cn/ziliao/flfg/2005-05/27/content_1469.htm、<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/ae/ai/200405/20040500225170.html>)。

注3: 《両用物項と技術進出口許可証管理弁法》、2005年12月31日公布、2006年1月1日実施

注4: 《核両用品及相関技術進出口管制条例》、1998年6月10日公布、同日実施、2007年1月26日改正

注5: 《有関化学品及相関設備と技術進出口管制弁法》、2002年10月18日公布、2002年11月19日実施

注6: 《導弾及相関物項と技術進出口管制条例》、2002年8月22日公布、同日実施

注7: 《生物両用品及相関設備と技術進出口管制条例》、2002年10月14日公布、2002年12月1日実施

注8: 中国の安全保障貿易管理制度については、「輸出管理ガイドランス・海外輸出管理法制度中国版第10版」(一般財団法人・安全保障貿易情報センター(CISTEC)2015年3月)が詳しい(ただし、若干の情報のアップデートは必要である)。

注9: 《技術進出口管理条例》、2001年12月10日公布、2002年1月1日実施、2011年1月8日改正

注10: 《禁止出口限制出口技術管理办法(2009修订)》、2009年4月20日公布、2009年5月20日実施(商務部、科学技術部令2009年第2号による改正)

注11: 《技術進出口合同登記管理办法(2009修订)》、2009年2月1日公布、2009年3月1日実施(商務部令2009年第3号による改正)

注12: 制限対象となる技術のリストの詳細については、<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201612/20161202447592.shtml>、前掲のCISTEC輸出管理ガイドランス等を参照されたい。

注13: 例えば核両用品及び関連技術輸出規制条例第3条など。

注14: 輸出禁止・輸出制限技術管理弁法第21条

注15: 両用品及び技術輸出入許可証管理規則、商務部事務ガイドライン <http://lywx.mofcom.gov.cn> など。

注16: <http://fms.mofcom.gov.cn/article/b/ah/201508/20150801085455.shtml>

注17: 各規定とも、おおむね違法収入の1~5倍、または5万~25万円の過料が基本となっている。

注18: 特許法第20条

注19: 特許法実施細則第9条

注20: 国家秘密保護法(2010年改正)、科学技術秘密保持規定(2015年)など。